

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

次のとおり、教育・保育給付に係る認定を申請します。

保護者	ふりがな		生年月日		個人番号	
	氏名		年 月 日			
	現在の居住地					
	連絡先	① ②	本年1月1日時点の 居住地	市内・市外()		
対象の 子ども	ふりがな		生年月日		性別	障害者手帳
	氏名		年 月 日		男・女	有・無
	個人番号		認定者番号		保育の希望の有無	
			※既に認定を 受けている場合		有・無	

① 世帯の状況(一時的に別居している場合も記載してください。)

区分	ふりがな	対象の 子どもと の続柄	生 年 月 日	職業又は 学校名等	前(当)年度分 市 民 税 支 払 の 有 無	備考 (別居等)
	氏 名					
対象の子どもと同居している者			年 月 日		有 ・ 無	
			年 月 日		有 ・ 無	
			年 月 日		有 ・ 無	
			年 月 日		有 ・ 無	
			年 月 日		有 ・ 無	
生活保護の適用の有無		無 ・ 有(年 月 日保護開始)				

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
利用を希望する 施設(事業者)名 ／希望する理由	施設(事業者)名	希望理由	送迎方法
	第1希望		徒歩 バス 車 自転車 ()
	第2希望		
	第3希望		

③ 保育の利用を必要とする理由等

保育の利用 を必要とす る理由	続柄	必要とする理由	就労等時間
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()	時 分から 時 分まで 【不規則 ☐ 】
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()	時 分から 時 分まで 【不規則 ☐ 】
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☐ 左記以外		
希望する 利用時間	利用曜日・時間	区分	
	月・火・水・木・金・土 時 分～ 時 分	☐ 保育標準時間認定 (最大11時間まで利用可) ☐ 保育短時間認定 (最大8時間まで利用可)	

受付年月日	年 月 日	受付	入力	確認	認定	通知
認定の可否		認定者番号		認定区分		
可・否 (否とする理由)				□1号 □2号 □3号 (□標 □短)		
入所施設		支給(利用)の期間				
□保育所 □認定こども園 □小規模保育施設		自 年 月 日		至 年 月 日		
備考						

月別	必要量	階層	利用者負担額	副食費 免除
4月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
9月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
月	短・標	A ^B _C	市国	可・否
月	短・標	A ^B _C	市国	可・否

苫小牧市保育施設入所基準					令和6年4月入所から適用
	指数名称				点数
基本	就労	被雇用者・自営(中心者)	稼働日が20日以上	月労働時間数150H以上	100
基本				月労働時間数120H以上150H未満	90
基本				月労働時間数80H以上120H未満	85
基本				月労働時間数64H以上80H未満	80
基本			稼働日が16日以上20日未満	月労働時間数150H以上	90
基本				月労働時間数120H以上150H未満	80
基本				月労働時間数80H以上120H未満	75
基本				月労働時間数64H以上80H未満	70
基本		自営(協力者)	稼働日が16日未満	月労働時間数150H以上	80
基本				月労働時間数120H以上150H未満	75
基本				月労働時間数64H以上120H未満	70
基本				月労働時間数150H以上	80
基本			稼働日が20日以上	月労働時間数120H以上150H未満	75
基本				月労働時間数64H以上120H未満	70
基本				月労働時間数150H以上	70
基本				月労働時間数120H以上150H未満	65
基本	妊婦等	疾病・障害	稼働日が16日以上20日未満	月労働時間数64H以上120H未満	60
基本				月労働時間数150H以上	60
基本				月労働時間数120H以上150H未満	55
基本				月労働時間数64H以上120H未満	50
基本		入院	常時臥床	月複数回の通院加療を要する	100
基本				上記以外の自宅療養	70
基本				身体障害1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A	50
基本				障害3級以下、知的障害者B	100
基本		障害	身体障害1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A	障害3級以下、知的障害者B	70
基本				心身障害施設への通院時の付添いを要するため、他児童の保育が困難	80
基本				同居親族の介護・看護	80
基本				病院等の付添い介護・看護、自宅介護・看護	80
基本		災害復旧に当たっている	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている	災害復旧に当たっている	100
基本				求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている	50
基本				技能習得中・在学中(120時間以上)	90
基本				技能習得中・在学中(64時間以上120時間未満)	80
基本	虐待・DV	虐待・DV	虐待(児童相談所長通知が発出された世帯等)	DV等(行政機関からの相談事例)	999
基本				DV等(行政機関からの相談事例)	200
調整				ひとり親家庭	110
調整				障害者のいる世帯	10
調整		産休明け・育休明けによる入所の場合(B)	産休明け・育休明けによる入所の場合(B)	産休明け・育休明けによる入所の場合(B)	40
調整				産休明け・育休明けによる入所の場合(B)	50
調整				産休明け・育休明けによる入所の場合(B)	70
調整				産休明け・育休明けによる入所の場合(B)	20
調整		DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	100
調整				DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	100
調整				DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	100
調整				DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	100
調整		65歳未満の同居親族が保育可能な場合	65歳未満の同居親族が保育可能な場合	65歳未満の同居親族が保育可能な場合	-50
調整				65歳未満の同居親族が保育可能な場合	-50
調整				65歳未満の同居親族が保育可能な場合	-50
調整				65歳未満の同居親族が保育可能な場合	-50
調整	小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)	小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)	小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)	小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)	200
調整				小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)	200
調整				小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)	200
調整				小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)	200
調整		その他市長が入所の必要性があると認めた場合(状況に応じ加算)	その他市長が入所の必要性があると認めた場合(状況に応じ加算)	その他市長が入所の必要性があると認めた場合(状況に応じ加算)	10~200
調整				その他市長が入所の必要性があると認めた場合(状況に応じ加算)	10~200
調整				その他市長が入所の必要性があると認めた場合(状況に応じ加算)	10~200
調整				その他市長が入所の必要性があると認めた場合(状況に応じ加算)	10~200
調整		DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	100
調整				DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	100
調整				DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	100
調整				DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合	100
調整		65歳未満の同居親族が保育可能な場合	65歳未満の同居親族が保育可能な場合	65歳未満の同居親族が保育可能な場合	-50
調整				65歳未満の同居親族が保育可能な場合	-50
調整				65歳未満の同居親族が保育可能な場合	-50
調整				65歳未満の同居親族が保育可能な場合	-50

父 基本指数点 + 母 基本指数点 + 調整指数点(当てはまる分だけ追加) = 合計点数

ただし(A)に該当する場合、(B)は加算しない

※1 兄弟・姉妹が入所している施設と同じ施設のみ加算対象となります。

※2 兄弟・姉妹が入所している施設以外に、「産休明け・育休明けによる入所の場合」(40点)を適用します。

※ 転所申請については上記に係わらず0点となり、新規の入所申請者がいない場合のみ調整します。